

「おの町えがおタクシー」運行中です！

高齢者を中心とする「交通弱者」の移動支援のため、町では4月からタクシー利用料金助成制度を開始しています。

募集していた本制度の愛称は、町民の皆さんに広く親しまれる制度となるよう願いを込め「おの町えがおタクシー」に決定しました。

助成内容や助成に必要な「対象者証」については下記のとおりです。



◆対象者

次の①から④までのうち、いずれかに該当する方が対象です。

- ①70歳以上の方
- ②身体障がい1級・2級または療育手帳を交付されている方
- ③妊産婦(妊娠中または産後12カ月以内)
- ④運転免許証自主返納者

◆助成額

乗車料金の800円を超えた分を町が助成します。

(例)乗車料金2,000円

⇒町負担1,200円、利用者負担800円

※介護保険による介護タクシーや福祉車両による送迎も助成の対象となります。

◆利用方法

乗車時または降車時にタクシーの運転手に対象者証を提示してください。

◆利用可能時間

午前7時から午後7時まで

(通院および緊急を要する場合は午後9時まで)

◆利用条件

- ・町内での乗降車に限ります
 - ・利用回数は月16回までです
 - ・目的地でのタクシー待機はできません
- ※利用目的は原則、通院や買い物、食事、銀行その他各種手続きとします。(遊興などは不可)

◆対象者証

役場窓口で申請を受け付け、即日発行します。申請書は役場に備え付けてありますので、次の書類をお持ちください。

《対象者①に該当する方》

年齢を確認できる書類(保険証など)

《対象者②に該当する方》

身体障害者手帳または療育手帳

《対象者③に該当する方》

母子健康手帳

《対象者④に該当する方》

運転経歴証明書

※なお代理の方による申請も可能です。

◆受付時間：平日午前9時から午後5時15分まで

☎企画政策課 ☎72-6939

広告募集中

◆1号広告(タテ4.5cm×ヨコ17.8cm)

掲載料：1回10,000円、連続6回50,000円)

◆2号広告(タテ4.5cm×ヨコ8.8cm)

掲載料：1回5,000円、連続6回25,000円)

※いずれも一色刷り

◆申し込み方法

町公式ウェブサイトで「広告掲載申込書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、必要書類を添付して総務課までお申し込みください。

詳しくは
総務課まで!!
☎72-2111